

随意契約締結状況(100万円以上)

[平成30年10月～平成30年11月]

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当課の名称及び所在地	随意契約の締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
1	北海道赤十字血液センター 移動採血車の塗装・板金工事	総務部用度課 札幌市西区二十四軒 2条1丁目	平成30年10月4日	富士自動車工業株式会社 札幌市北区新川3条20丁目1-1	¥1,491,674	修理中に床等を剥がした時に見つかった腐敗が主な原因であることから、迅速な修理が必要となるため、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため。(会計規則第36条第3項)	
2	北海道ブロック血液センター 実験台レイアウト変更作業	総務部用度課 札幌市西区二十四軒 2条1丁目	平成30年10月6日	株式会社ムトウ 札幌市北区北11条西4丁目1番15号	¥1,080,540	同社は当該什器の納入業者であり、他社では取り扱いできないため、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
3	北海道ブロック血液センター 3階検査室次世代機器電源工事	総務部用度課 札幌市西区二十四軒 2条1丁目	平成30年10月10日	株式会社関電工北海道支店 札幌市中央区北1条西4丁目1番地2	¥9,072,000	同社は電気設備の施工業者であり、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
4	北海道ブロック血液センター リアルタイムPCRシステム装置の整備	総務部用度課 札幌市西区二十四軒 2条1丁目	平成30年10月12日	株式会社メディカル・ライフ・ライン 札幌市東区北21条東18丁目5番15号バルビル	¥1,404,000	予定価格が160万円を超えない財産の買い入れであるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項)最低金額を提示している社と契約すること。	
5	北海道ブロック血液センター 複数回献血キャンペーン記念品製作	総務部用度課 札幌市西区二十四軒 2条1丁目	平成30年10月17日	株式会社タナックス 札幌市中央区大通西7丁目1番地1	¥1,589,414	予定価格が160万円を超えない財産の買い入れであるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項)最低金額を提示している社と契約すること。	
6	北海道赤十字血液センター室蘭出張所 暖房設置及び防寒対策工事	総務部用度課 札幌市西区二十四軒 2条1丁目	平成30年10月25日	鈴木総合建設株式会社 室蘭市寿町2丁目13番14号	¥1,782,000	予定価格が250万円を超えない工事であるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項)最低金額を提示している社と契約すること。	
7	北海道赤十字血液センター室蘭出張所 給排水設備凍結対策工事	総務部用度課 札幌市西区二十四軒 2条1丁目	平成30年10月25日	鈴木総合建設株式会社 室蘭市寿町2丁目13番14号	¥1,371,600	予定価格が250万円を超えない工事であるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項)最低金額を提示している社と契約すること。	

8	北海道ブロック血液センター 4階電気室EHP増設に伴う電気工事	総務部用度課 札幌市西区二十四軒 2条1丁目	平成30年10月26日	株式会社関電工北海道支店 札幌市中央区北1条西4丁目1番地2	¥1,728,000	同社は電気設備の施工業者であり、迅速で確実な工事が可能なのは同社のみであるため契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
9	北海道ブロック血液センター 4階電気室エアコン工事	総務部用度課 札幌市西区二十四軒 2条1丁目	平成30年10月30日	新菱冷熱工業株式会社 札幌市中央区北5西6丁目2-2	¥7,236,000	同社は当該設備の施工業者であり、迅速で確実な工事が可能なのは同社のみであるため契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
10	北海道ブロック血液センター 中央監視装置PC他更新作業	総務部用度課 札幌市西区二十四軒 2条1丁目	平成30年10月30日	新菱冷熱工業株式会社 札幌市中央区北5西6丁目2-2	¥7,236,000	同社は当該設備の施工業者であり、迅速で確実な工事が可能なのは同社のみであるため契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	